

米国税制改正のポイントと日系企業への影響



PwC税理士法人
国際税務部
パートナー 小林 秀太

はじめに

2025年7月4日（現地時間）、米国トランプ大統領は、各種の税制改正項目を含む予算調整措置法案「1つの大きな美しい法案」(H.R.1, “One Big Beautiful Bill Act” : OBBBA)に署名し、同法案は成立しました。

OBBAには、第1次トランプ政権での減税項目を2026年以降も継続する各種の改正のほか、100%ボーナス償却の復活、利子費用控除制限の緩和、国内研究開発（R&D）費の即時損金化、国内製造業向けの優遇措置、各種の国際課税项目的改正、ESG関連税額控除の一部縮小等、米国に子会社を持つ日系企業にとっても重要な改正項目が含まれています。

なお、5月に米国下院が可決した法案に含まれていた内国歳入法899条は、その後の米国とG7との合意に基づき削除されています。内国歳入法899条には、軽課税所得ルール（Undertaxed Profits Rule : UTPR）およびデジタルサービス税（Digital Service Tax : DST）導入国への報復課税が含まれていました。

本稿では、OBBAの背景、法人・国際関連の改正項目の概要、および、想定される日系企業への影響と対応について解説します。

1 OBBBAの背景および概要

政権与党は2025年4月に上下院が承認した予算調整措置の枠組みに基づき、第1次トランプ政権下で成立した2017年税制改正（Tax Cuts and Jobs Act : TCJA）の減税項目を2026年以降も維持する各種の改正を含む予算調整措置法案の成立を独立記念日（7月4日）までに成立させることを目標としていました。同法案は2025年5月22日に下院で可決（賛成215票、反対214票）されたのち、2025年7月1日に上院で可決（賛成51票、反対50票、副大統領によるタイブレーク）、その後、7月3日に上院法案を修正なしで下院が可決（賛成218票、反対214票）したことから、両院での擦り合わせを実施することなく成立しました。

OBBAによる税制改正に関して、両院租税委員会（Joint Committee on Taxation : JCT）は2025年から2034年までの10年で約4.5兆米ドルの歳入減を見込んでいます。主な減税項目はTCJAによる個人所得税減税（2025年末失効予定）の延長、各種の法人税減税、主な増税項目はクリーンエネルギー関連の税額控除の縮小とされています。

また、OBBA全体に関して、議会予算局（Congressional Budget Office : CBO）は2034年までの10年で約4.5兆米ドルの歳入減を見込んでおり、約1.2兆米ドルの歳出削減と合わせ、財政赤字拡大幅は約3.3兆米ドルと見積もられています（上院法案最終修正前の見積）。歳出削減項目の主なものとしては、メディケイド（低所得者向け社会保障給付）・奨学金等の教育関連政府補助・SNAP（フードスタンプ等の低所得者向け補充的栄養支援プログラム）等が含まれています。歳出増項目の主なものとして、軍事費・国境警備費が含まれています。また、OBBAは、2025年現在約36.1兆米ドルの政府債務上限を5兆米ドル増額する規定が含まれています。

2 法人・国際関連の改正項目

上記に加えて、OBBBAにおける法人・国際関連の主な改正項目は図表1、図表2のとおりです。

クリーンエネルギー関連税額控除の縮小

OBBBAには、2022年インフレ抑制法 (Inflation Reduction Act : IRA) により拡充された各種のESG関連税額控除の縮小が含まれています。

図表1：法人関連改正項目

項目	現行法	改正内容・適用時期
利子費用控除制限の基準緩和	<ul style="list-style-type: none"> 米国法人の純利子費用につき、課税所得に利子費用を足し戻した調整課税所得（税務上EBIT）×30%を控除限度額とする 超過利子額は無期限繰越可 	<ul style="list-style-type: none"> 2025年以降、控除限度額を税務上EBITDA×30%に変更
100%ボーナス償却の復活および拡大	<ul style="list-style-type: none"> 適格固定資産（一般に、耐用期間20年以下の固定資産）は納税者の選択により初年度ボーナス償却を適用可（2025年は40%） 	<ul style="list-style-type: none"> 2025年1月20日以降取得・供用開始された資産について、初年度ボーナス償却率を100%に変更
QPP (Qualified Production Property: 適格生産資産) の100%償却の創設（内国歳入法168条(n)）	<ul style="list-style-type: none"> 規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> 適格生産 (qualified production) の不可欠な一部として使用されるQPPについて、納税者の選択により、即時償却が認められる 適格生産とは、適格製品の製造・生産・精製を指し、資産の実質的な変化 (substantial transformation) を及ぼすものでなければならない 生産 (production) とは、農業および化学関連の生産活動をいう 適格製品とは、全ての有形資産（一定の飲食品を除く）をいう QPPとは以下の要件を満たす非居住用不動産をいう <ol style="list-style-type: none"> 内国歳入法168条（減価償却）の対象となる資産であること 納税者の適格生産の不可欠な一部として使用されていること 米国または米国の領土内で供用開始されること 当該納税者が最初に供用開始すること 2025年1月20日以降2028年末までに建設開始されていること 法案成立日以降2030年末までに供用開始されていること 加えて、2025年1月20日以降2028年末までに取得された資産については、上記要件4および5に代えて以下の要件を適用 <ol style="list-style-type: none"> 2021年1月1日以降2025年5月12日までの期間において適格生産活動に使用されていないこと 当該取得以前に当該納税者あるいはその関連者によって使用されていないこと 適格生産活動に従事する者に対する資産のリースは適用対象外 内国歳入法168条(g)に基づくADS (Alternative Depreciation method) の対象となる資産は適用対象外 オフィス、事務作業、宿泊、駐車、販売、調査、ソフトウェア開発その他有形資産の製造・生産・精製と無関係の用に供される部分の資産は適用対象外 適用期限（2030年末）について、Acts of Godが生じた場合には、財務省が2年延長可能 供用開始から10年以内にQPPが適格生産の不可欠な一部として用いられなくなった場合、通常税率での取り戻し (recapture) の対象となる
R&D費用の即時損金化	<ul style="list-style-type: none"> 2022年以降、R&D費用は資産化し、国内R&D費用は5年で、国外R&D費用は15年で償却 	<ul style="list-style-type: none"> 2025年以降、国内R&D費用について、納税者の選択により、①即時損金化、②資産化し納税者の選択する期間（最低60ヶ月、当該費用の恩恵が実現する月から起算）で償却、③資産化し10年間で償却（59条(e)(2)(B)）、のいずれかを適用（内国歳入法新174条A） 納税者の選択により、既に資産化済の2022～2024年の国内R&D費用を今後1～2年で償却可 小規模納税者は選択により2022年まで遡及適用可
内国歳入法179条による即時償却	<ul style="list-style-type: none"> 一定の減価償却資産については100万米ドルまでは即時償却可能 179条対象資産の当年度取得総額が250万米ドルを超える場合、超過額分だけ上限を引下げ（400万米ドル基準は2026年以降インフレ調整あり） 	<ul style="list-style-type: none"> 2025年以降、上限を250万米ドルに引き上げ 179条対象資産の当年度取得総額が400万米ドルを超過する場合、超過額分だけ上限を引下げ（400万米ドル基準は2026年以降インフレ調整あり）

出所：PwC作成

- EV／省エネ住宅関連は原則として2025年9月末で適用廃止。
- 太陽光・風力関連の投資・生産税額控除は原則として法案設立日から1年経過より後に建設開始かつ2028年以降から供用開始したものにつき適用廃止。
- その他の税額控除についても適用廃止タイミングをおおむね繰り上げ。
- 一部の税額控除については、中国など米国が安全保障の観点で懸念を持つ国の者によって支配・影響されている事業体（禁止外国事業体、PFE）に対する適用制限の創設。

内国歳入法899条の創設案の撤回

2025年5月22日に可決された下院法案では、UTPR/DST導入国に対する報復課税として内国歳入法899条の創設が提案されており、その後公表された上院法案ドラフトでも同様の規定が提案されました。

同条においては、UTPRを含む域外適用的な税制、DSTを含む差別的な税制を適用する国の法人、個人、政府に対する

各種の報復課税が含まれていました。例えば、上院法案ドラフトにおいては、UTPR導入国の個人や法人（米国外グループ会社を含む）が米国から受領する所得（配当・利子・使用料）の源泉税率や米国支店税率を最大15%引き上げるほか、UTPRやDST導入国の法人の米国子会社における税源侵食濫用防止税（BEAT）の強化が含まれていました。日本の場合、UTPRの適用が2026年4月1日以降開始事業年度であるため、源泉税率引き上げは2027年1月1日以降受領する支払から、米国支店税率引上げやBEATの強化は（3月決算法人の場合）2027年4月1日以降開始事業年度からであることが想定されていました。

その後、2025年6月26日、ベッセント財務長官から、米国とG7との間で米国企業をグローバル・ミニマム課税から除外する合意に達し、この合意を踏まえて内国歳入法899条の創設を上記法案から削除することが発表されました。また、同日、上院財政委員会議長、下院歳入委員会議長からも連名で同趣旨の声明^{*1}が発表されました。

これに対し、2025年6月28日以降、英国政府、カナダ政

図表2：国際関連改正項目

項目	現行法	改正内容・適用時期
FDII (Foreign Derived Intangible Income : 国外由来無形資産所得) に係る特別控除	<ul style="list-style-type: none"> ● 国外への資産の販売および国外での役務提供や無形資産使用の対価に対する軽減課税 ● 米国法人の一定の超過収益（一般に、有形固定資産税務簿価〔Qualified Business Asset Investment : QBAI〕の10%を超過する利益）に国外由来割合を乗じた金額をFDIIとし、37.5%特別控除を適用（2026年から21.875%） ● 実効税率は現行13.125%、2026年から16.4% 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2026年以降、特別控除率を33.34%へ引き下げ（実効税率は14%） ● QBAI要件を廃止し、名称を「Foreign Derived Deduction Eligible Income」に変更 ● FDII計算上、一定の費用（利子費用、R&D費用）を対象所得（DEI）への費用配賦から除外 ● 一定の無形資産および減価償却資産の譲渡益を適用対象から除外（本項目のみ2025年6月17日以降の取引から適用）
GILTI (Global Intangible Low Taxed Income : グローバル無形資産低課税所得) に係る特別控除	<ul style="list-style-type: none"> ● CFC (Controlled Foreign Corporation) の一定の超過収益（一般に、有形固定資産税務簿価（QBAI）の10%を超過する利益）をGILTIとして合算課税 ● 合算課税にあたっては、50%特別控除（2026年から37.5%へ引き下げ）を適用したうえで、対象所得に帰属する外国法人税の80%までを外税控除可 ● 実効税率は現行10.5%（外税控除考慮後13.125%）、2026年から13.125%（外税控除考慮後16.40625%） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2026年以降、特別控除率を40%へ引き下げ ● 外国法人税の90%までを外税控除可 ● 実効税率は12.6% (=100-40) × 21%、外税控除考慮後は14% (=12.6%/90%) ● QBAI要件を廃止し、名称を「Net CFC Tested Income」へ変更 ● 外税控除限度額計算上、一定の費用（利子費用、R&D費用、その他一定の間接費用）についてはGILTI合算所得ではなく国内源泉所得に配賦
BEAT (Base Erosion Anti-abuse Tax : 税源侵食濫用防止税)	<ul style="list-style-type: none"> ● 米国法人の修正課税所得（国外関連者に対する控除可能な支払（税源侵食支払）を課税所得に足し戻した金額）にBEAT税率（10%）を乗じた金額（BEAT暫定税額）が、通常税額（一定の税額控除足し戻し後）を超過する場合に、超過額を納税 ● 2026年からBEAT税率は12.5%へ引き上げ ● 銀行・証券業の場合はBEAT税率+1%加算 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2026年以降、BEAT税率を10.5%（銀行・証券業は+1%）へ引き上げ

出所：PwC作成

*1 <https://waysandmeans.house.gov/2025/06/26/chairman-smith-and-chairman-crapo-applaud-trump-admin-for-g7-international-tax-agreement-protecting-american-workers-and-businesses/>

府、日本政府が合意の内容に係るG7声明を公表し、以下の内容^{※2}が明らかになりました。

- グローバル・ミニマム課税と米国のミニマム課税ルールとは「共存システム (a side by side system)」であるとの理解の共有
- 米国親会社グループ (U.S. parented groups) の米国内外の利益について、UTPRおよび所得合算ルール (Income Inclusion Rule : IIR) から完全に免除
- 共存システムにおける共通の政策目的へのコミットメント
- Pillar 2全般に係る執行とコンプライアンスの枠組みの大�な簡素化、および、還付無税額控除の取扱いと還付付税額控除との取扱いの整合性を確保する変更の検討

G7声明により、今後、米国企業グループについては、同声明の各国内法での反映後は、IIRおよびUTPRの適用から免除されることとなります。ただし、適格国内ミニマム税額 (Qualified Domestic Minimum Top-up Tax : QDMTT) については従前どおり適用されるものと考えられます。米国外企業グループについては、従前どおりIIR、UTPR、QDMTTが適用されますが、米国外企業グループ内の米国子会社傘下の海外子会社（例：日本親会社～米国子会社～海外孫会社）の適用関係についてはG7声明では明確に触れられていません。

上記のG7声明は、現時点では政治的合意に過ぎず、執行するには各国での立法措置が必要となります。各国での立法措置のタイミングや方法（免除規定の創設、セーフハーバールールの改正等）については特定されていません。このため、今後は、G7声明を踏まえたOECD包摂的枠組での議論に留意しつつ、各国ごとの税制改正の動向に従った対応が必要と考えられます。

なお、上記の米国両院委員会議長声明では、今回の合意から離脱や実施の遅延をする国が現れた場合、両院共和党は即座に対応することが付言されています。議会運営規則上、今会期中に予算調整措置をあと2回発議することができるため、両院共和党が899条の創設を再提案することは可能とされています。

3 おわりに

TCJAにおける各種の減税項目が今後も延長されることや、フェーズアウトしていた項目が修正されること（100%ボーナス償却の復活、利子費用控除制限のEBIT基準への修正、R&D費用の即時損金化等）は、米国子会社を持つ日系企業に対しても有利な改正ということができます。なお、現在R&D費用資産化等によりCAMT（会計上利益に対する15%ミニマム税）が発生していない法人は、改正後の規定を適用した際にCAMT適用上の影響に留意が必要です。

トランプ大統領の選挙公約であった「国内製造業に対する15%税率」は含まれていませんが、適格生産資産の100%ボーナス償却やFDIIにおけるQBAI要件の撤廃といった国内製造業向けの優遇措置は米国内の設備投資の追い風となるものと考えられます。

他方、GILTIにおけるQBAI要件の撤廃や費用配賦ルールの改正は、米国傘下の海外子会社を多数保有する場合にGILTI計算に大きな影響が生じる可能性があります。

ESG関連税額控除の縮小については、EV・省エネ住宅関連以外の項目はその基礎的な仕組み（税額控除率や要件）が維持されています。しかし、適用廃止の繰り上げについては、長期的な採算性に影響を与える可能性があります。また、PFEに係る適用制限においては、税額控除の対象である米国のプロジェクト会社とPFEとの資本関係や支配関係が存在していない場合、PFEからの影響力の有無や原材料等の調達割合により制限の対象となる可能性があるため、今後精査が必要となってくるものと考えられます。

最後に、内国歳入法899条自体は撤廃されたものの、グローバル・ミニマム課税に関するG7声明の実施にあたっては各国での立法措置が必要となるほか、サンドイッチストラクチャー（日系企業グループの米国子会社傘下の海外子会社）に対する適用関係が不明確である等の問題があるため、今後のOECDでの議論に注視が必要です。

小林 秀太（こばやし しゅうた）

PwC税理士法人 国際税務部 パートナー

ニューヨーク州弁護士。PwC米国法人ニューヨーク事務所の国際税務部にて8年間の勤務後、2016年2月よりPwC税理士法人に出向。2021年7月より当法人パートナー。現在は、日系企業の米国におけるM&A、事業再編、買収後統合、新規事業立ち上げに関する米国税務面での支援を行っている。また、2017年米国税制改正に伴う各種対応・プランニング支援および情報発信を行っている。

メールアドレス：shuta.s.kobayashi@pwc.com

※2 グローバル・ミニマム課税に関するG7声明（仮訳） https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/convention/g7/g7_20250628_1.pdf